

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月11日

京都市長 松井孝治

京都市規則第50号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第70条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「準ずる」を「準じる」に改め、同項第2号中「元利償還金」の右に「及び償還に係る手数料」を加え、同項第3号中「建て替え」を「建替え」に改め、同項に次の4号を加える。

- (4) 保険料
- (5) 研修会、会議その他これらに類するものへの参加に要する経費
- (6) 証明、検査、試験その他これらに類するものに係る手数料
- (7) 広告料

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(会計室)